慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	台湾南部Ｔ郷に見る原住民族の母語教育：「郷土言語教育」の現状と可能性
Sub Title	The current status and potentiality of native language education : Mother tongue education of Taiwan Aborigines at T villages in the southern part of Taiwan
Author	中野, 裕也(Nakano, Hiroya)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2009
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・ 文化・ コミュニケーション (Language, culture and communication). No.41 (2009.) ,p.119- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20091218-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

台湾南部Ｔ郷に見る原住民族の母語教育

――「郷土言語教育」の現状と可能性――

中　野　裕　也

1. はじめに

2009 年 2 月にユネスコが「国際母語デー」に合わせて発表した調査報告によると，全世界にある約 6000 言語のうち 2500 言語が絶滅の危機に瀕しているという。そして台湾の先住民族であるオーストロネシア語系の台湾原住民族[1]の諸言語もこの中に含まれる。

台湾原住民族諸語は日本統治時代，1980 年代後半までの国民党時代を通じて常に公的な場での使用を禁じられ，教育の場からも排除されてきた。その結果，原住民族の居住地域においては，公用語である国語（北京語）話者の増加とは裏腹に，母語話者は着実に減少しており，現在では原住民族諸語の消滅が危惧されるまでに至っているのである。

こうした事態を改善すべく，台湾では 2001 年より義務教育課程において新たなカリキュラムである「國民中小學校九年一貫課程」（以下「九年一貫課程」）を実施し，原住民族居住地域の小・中学校においても「郷土言語教育」，すなわち母語教育を必修化[2]し，原住民族諸語の存続，復興を図っている。

学校教育の場において原住民族が自らの母語を学ぶことができるようになった現状は，「原住民族権利回復運動」（以下，「権利回復運動」）[3]の著しい成果であり，児童が自らの言語の習得を通じて原住民族としてのアイデンティティーを確立することが可能となった点からも，肯定されてしかるべきであろう。しかし言語教育の観点から見た場合，はたして学校教育だけでマイノリティー言語の消滅を回避できるものであろうか。

この問いに関しては，単に教育制度や統計資料を精査するだけでは，山間部や東部海岸，離島に居住し，漢民族とは異なる言語，文化，社会を有する原住民族の言語教育を論ずるのには不十分であろう。

そこで本稿では，台湾における近年の対原住民族言語政策を概観した上で，筆者個人が2004年以降，台湾南部のA県T郷において5年間に渡って実施してきた「郷土言語教育」の実態調査に基づき，T郷の母語教育が抱える問題を明らかにする。その上で，母語教育全体の問題に共通する要因を指摘し，今後の原住民族諸語存続の可能性について論ずることにする。

2. 近年の原住民族に対する言語教育政策の変化

戦後の言語政策の変遷に関する系統だった研究としては，陳（1998），藤井（2007）等がある。

陳は，戦後の台湾における言語政策を「国語」（北京語）普及の観点から三つの時期に区分し，1945 ～ 1969 年を「改制穏定時期」，1970 ～ 1986 年を「計画貫徹時期」，1987 ～現在を「多元開放時期」とした。さらに藤井（2007）はこれを四つの時期に区分し直し，1945 ～ 1949 年を「『国語』の中国化の時期」, 1950 ～ 1986 年を「『国語』の絶対化の時期」, 1987 年～ 2000 年 4 月を「『国語』の相対化の時期」，2000 年 5 月以降を「『国語』の名目化の時期」としている。

いずれの研究においても，台湾で民主化が進み，戒厳令が解除された 1987 年が言語政策上の大きな転換点となっているわけだが，一部の原住民族の知識人が母語教育の必要性を訴え始めるのも，まさにこの時期に符号する。

1980 年代以前の原住民族に対する言語政策は，1973 年の「台灣省各縣山地鄉國語推進辦法」に端的に示されるように，「国語」の教育と使用の強制がすべてであった[4)]。

しかし 80 年代以降展開された「権利回復運動」の進展とともに，消滅しつつある原住民族諸語の教育の重要性が訴えられるようになり，1990 年に台北県烏来小学校で公立学校としては始めての原住民族の母語教育が開始される。以後，こうした取り組みは，漢民族のホーロー語や客家語などの母語教育推進運動と連動して拡大し，1993 年には教育部による小・中学校における母語教育の認可という成果を生む。

その後，「権利回復運動」も次第に実を結び，1996 年には原住民族問題に専門的に対処するために，行政院に「原住民族委員会」が設置された。また，1998 年に公布された『原住民族教育法』[5)] の第三章第 21 条では「各レベルの行政機関は学齢期前教育および義務教育段階の原住民生徒に対し，必ずその言語，歴史および文化を学習する機会を提供しなければならない」と定められた。こうして法律上も規定を得た原住民族の母語教育は，同

じく 1998 年に台湾全土の小学校において始められた「郷土教学活動」の時期を経て，最終的には 2001 年より実施された「九年一貫課程」の「郷土言語教育」，つまり小・中学校における母語教育の必修化へと結実する[6)]。

こうした消滅しつつある原住民族諸語を重視する姿勢は，2000 年に民主進歩党の陳水扁政権が誕生した後は政府の基本方針となり，2003 年には『語言平等法草案』，『国家語言発展法草案』，『語言基本法草案』が矢継ぎ早に起草され，台湾の言語政策が，従来の「国語」体制から脱却し，多言語社会に対する積極的な容認と保護を目的としたものへと転換したことを裏付けた。

「郷土言語教育」に関しては，同制度に関連した法制度として 2001 年に『原住民族語言能力認證辦法』（以下『語言能力認證辦法』），2006 年に『原住民學生升學優待原住民公費留學辦法』（以下『升學優待辦法』）が施行された。

『語言能力認證辦法』では原住民族諸語の言語能力が推薦もしくは面接及び筆記試験によって測られることになり，具体的には学習者の母語学習の成果が「原住民學生升學優待取得文化及語言能力證明考試」（以下「語言能力證明考試」）によって試されることになった。それを受けて『升學優待辦法』の第 3 条では，「語言能力證明考試」に合格した「原住民文化及語言能力證明者」（以下「語言能力證明者」）が上級学校に進学する際に，一定の加点がなされることになった。

『升學優待辦法』の実施以降，原住民族の母語教育は，「母語を習得すれば進学に有利になる」という新たな学習目的を児童・生徒に持たせることになり，結果としてその本質までも変化しつつある。

3. 調査概要

本稿で扱う調査データは以下の調査方法により収集した。

調査地：台湾省南部のＡ県Ｔ郷。Ｔ郷は最寄りの都市であるＰ市の北東約 30km の山間部に位置し，Ｔ村（人口約 900 名），Ｏ村（同約 300 名），Ｋ村（同約 600 名）の三村からなる[7)]。このうちＴ村が平野部に最も近く，中央山脈に向かってＯ村，Ｋ村が数キロごとの距離を隔てて並ぶ。各村民はいずれも大半がＧ族であり，使用する言語はＧ語の方言となる。

調査期間：2004 年 10 月，2005 年 3 月，2007 年 3 月，2009 年 3 月の計 4 回。各回二，三週間程度の現地滞在期間で調査を行った。

被調査者，及び調査方法：主にＴ村とＫ村において母語教員，母語テキスト編纂者，児童，児童の保護者に対して中国語によるインタビュー調査を行った。その際，特に母語教員には長時間のインタビューを行い，さらには調査期間ごとに実際に授業を視察する機会を得た。

4. Ｔ郷の原住民族母語教育における概況（2008 年度）

Ｔ郷の母語教育における教育施設，教育言語，クラス数及びその内訳，担当教員及びその職位等は次表のとおりである。

表 1，Ｔ郷内の各学校に開設されている母語教育クラス（2009 年 3 月）

学校名	教育言語	クラス数及びその内訳	担当教員
Ｔ小学校	Ｔ語クラス	4 クラス（1 年生，2 年生，3・4 年生，5・6 年生）	W氏（元Ｔ小学校専任教員，現代課教員，Ｔ村在住）
	Ｏ語クラス	2 クラス（1 年生，2 年生以上）	Ｘ氏（代科教員，Ｏ村在住）
Ｋ小学校	Ｋ語クラス	6 クラス（各学年 1 クラス）	Ｙ氏（代科教員，Ｋ村在住）
Ｔ中学校	Ｔ語クラス	2 クラス（1・2 年生，3 年生）	W氏
	Ｏ語クラス	2 クラス（1・2 年生，3 年生）	Ｘ氏
	Ｋ語クラス	2 クラス（1・2 年生，3 年生）	Ｚ氏（代科教員，Ａ市在住）

Ｔ郷の三村のうち，教育施設があるのはＴ村（Ｔ小・中学校）とＫ村（Ｋ小学校）だけである。このためＯ村の児童はＴ村の小・中学校に通っている。同様にＫ村の児童も村外の中学校に通う必要がある。郷内には高等学校以上の上級学校は存在せず，進学希望者は郷外に寄宿することになる。なお，「九年一貫過程」には含まれないものの，各村にはそれぞれ学齢期以前の児童が通う幼稚園があり，そちらでも年によって母語教育が行われることがある。

Ｔ郷のカリキュラムに関しては，2008 年度の時点で三種類の原住民族言語が教育されており，いずれもＧ語の方言である。Ｇ語は村落間の方言格差が大きいために，Ｇ族Ｔ語，Ｏ語，Ｋ語というようにクラスを分けて授業を行っている。授業時間は小学校が週一回一コマ（40分），中学校が同一コマ（45分）で，一学年度は40週間であり，これは「九年一貫過程」の規定に基づいている[8)]。またクラス規模はＴ小学校，Ｔ中学校の複数学年クラスを除き，いずれも 10 名前後であり，母語教育を担当する教員はW氏，Ｘ氏，Ｙ氏，

Ｚ氏の４名となる。

尚，使用されているテキストは，2005 年度以降「九年一貫過程」用に作成された『國民中小學九年一貫課程　原住民族語　Ｇ族（Ｔ，Ｏ，Ｋ）語　学習手帳　第１～５階』[9]である。現在までにＴ郷の各言語に関しては５冊目まで出版されており，最終的には「九年一貫過程」の各学年に対応するため全９冊となる予定である。

以上がＴ郷における母語教育の概況である。概況からもわかるように，現状ではわずか約 300 人の使用人口しかいないＧ族Ｏ語ですらテキストが作成され，クラスが編成されているのであり，その意味では原住民族に対する「郷土言語教育」はかなりきめの細かい言語教育政策であると言える。しかし，言語教育上の問題が無いわけではない。以下にＴ郷の母語教育における言語環境，カリキュラム，テキスト，表記，担当教員，「語言能力證明考試」と加点について取り上げ，問題の所在を明確にする。

5. Ｔ郷に見る原住民族母語教育の問題点

5.1　母語の学習環境

5.1.1　言語環境

母語教育の成果を左右する大きな要素として，児童を取り巻く言語環境が挙げられる。しかし，台湾南部の山間部に位置するＴ郷ですら，もはや児童が日常的に母語を使用する機会は失われつつある。

今日，Ｔ郷では親達の世代ですら母語の発話能力は不完全であり，聞き取りはできても発話には困難を感じるようになっている[10]。また，異なるエスニックグループ間の通婚も珍しくない。配偶者の母語が異なれば[11]，家庭内の使用言語は自ずと両親の共通言語である国語となる。さらには，親達が児童を祖父母に預けて郷外に出稼ぎに出る家庭も多い。祖父母の世代であれば，母語を自由に話すことは可能であるが，孫の母語能力の低さから，不慣れな国語を使用してコミュニケーションをとることになる。

したがって，児童達が家庭で日常的に母語を使用することを期待するのは難しく，児童たちにとって母語とは，耳にしたことはあっても，意味のよくわからない言語ということなる。

実際にＴ，Ｋ両小学校で確認してみると，家庭内で母語を使用している児童は各クラスに１，２名しかおらず，反対に一・二年生のクラスでは，簡単な挨拶や「私」「あなた」といった基本的な単語の意味さえわからない児童が多数を占めていた。

こうした現状を見る限り，Ｔ郷の児童たちにとって，母語教育とはもはや外国語教育に等しいものであり，同じ「郷土言語教育」で日常使用しているホーロー語や客家語を学ぶ漢民族の児童とは大きな隔たりがある。

5.1.2　母語教育に対する親達の意識

さらに親達の母語教育に対する意識も考慮する必要があるだろう。Ｔ郷のすべての児童，生徒の親達が母語教育の意義を理解して，子供たちに積極的に学ばせているのかというと疑問が残る。親達に対するインタビューの際にも「既に村内ですら使用されなくなりつつある母語を，いまさら学んで何になるのか。それよりも国語や英語の習得に力を注いだほうが，今後の進学には有利なのではないか」といった意見をたびたび聞いた[12)]。

親達も決して母語の衰退を望んでいるわけではない。しかし母語が村外では通用しないことを熟知しているのも親達であり，児童の学習上の負担を考慮すると，母語教育に諸手を挙げて賛成する気持ちにはなれないのであろう。

Ｋ小学校三年生のある児童の母親は，「なぜ，塾も無い山村に暮らす原住民族の子供たちだけが，一度に三つ（国語，英語，母語）も慣れない言葉を覚えなければならないのか」と不満を漏らしていたが，まさに現状の母語教育の抱える問題の本質を言い当てているといえよう。

2006 年度以降は『升學優待辦法』施行により，母語の習得が進学に有利に作用することになったため，母語教育を肯定する親達も増えてきてはいるが，それでもこうした不満が完全に払拭されたとは言いがたい。

5.2　Ｔ郷の母語教育カリキュラム

5.2.1　授業時間

「郷土言語教育」における小学校の授業時間は一週一回でわずか 40 分（中学校 45 分）に過ぎない。しかし上述したように，Ｔ郷の児童にとって母語教育とは，もはや外国語教育に近い。通常，外国語教育であれば，初級レベルだけでも 300 時間程度の授業時間が想定されるが，現状の「九年一貫課程」では，6 年間の「郷土言語教育」の授業時間を合計しても 160 時間（中学校を加えても 250 時間）に過ぎず，この時間数は「国語」よりも遥かに少ないだけでなく，小学校における「英語」教育の授業時間数すら下回っている[13)]。

この少ない授業時間数に関しては，いずれの母語教員も危機感を抱いており[14)]，Ｔ小学校ではこうした状況に対する対策として，毎週水曜日を母語の日と定め，積極的に母語

を話すよう奨励してはいるが，あまり効果は上がっていない。

実際に授業を視察しても，週一回しかない授業のため，児童は前回までの授業内容をあまり把握できておらず，復習に時間をとられてしまう。一回の授業で導入できる内容は，せいぜい新出単語が６～７語，同文型が４～５文程度に限られる。そのため，せっかくテキストが５冊目まで完成し，今後も９冊目まで編纂される予定であるとはいえ，現状ではＴ郷の小学校では３冊目までしか教えられておらず，中学校でも同じ３冊目までの内容が繰り返されるに過ぎない[15]。

結果として，児童達は中学校終了段階ですら，ごく簡単な文型の作成しかできないのである。

5.2.2　クラスの設置方法

Ｔ郷においては，児童は村落ごとに異なる母語の教育が受けられる体制が整えられている。しかしこうした体制が整ったのは2006年度以降のことであり，それ以前はＯ語の教員がいなかったために，Ｏ村の児童もＴ語のクラスで授業を受けていた。その結果，授業時には二つの方言が入り混じり，大変混乱したという[16]。このように居住地域に従ってクラスを設置するという現在の方法では，複数のエスニックグループが混住する地域では，しばしばＯ村の児童と同様に，本来の母語とは異なる言語を学ばなければならないといった不都合が生じる。

また，Ｔ郷の郷民が利便性を求めてＴ郷周辺の漢民族の居住地域や都市部に出て生活している場合，その児童はＴ郷外の小・中学校に通学しているため，やむなく漢民族の母語（方言）の授業を受けることになる[17]。

さらには進学に伴う母語教育途絶の問題がある。

今日，高学歴化の進む台湾においては，原住民族の児童もその大半が上級学校へと進学する。そして上級学校は他県や，高雄市，台中市などの大都市であることが多い。その場合，原住民族が母語を使用したり，継続学習することは，現状のカリキュラムにおいてはインターネットを活用したオンライン教材による自習以外は不可能となる。

近年ではＴ郷でも夏休みなどを利用して，里帰りした上級学校生を対象とした補修クラスが開講されているが，これもあくまで「語言能力證明考試」対策のためであり，継続学習を目的としてはいない。

このように原住民族は，進学や就労のために一度居住地域を出てしまうと，母語を使用する環境を失うだけでなく母語教育を受ける機会をも失ってしまう。また仮に中級レベル

以上の原住民族語を学ぶことを希望しても，現状ではそのニーズを満たす教育施設や教材はどこにも用意されてはいないのである。

5.3　テキスト

5.3.1　テキストと授業内容の変化

Ｔ郷においては，現用テキスト以前にも，Ｔ語とＫ語のテキストは存在した。それらは「九年一貫過程」が開始された 2001 年から 2005 年までの間に編纂されたものである。そこで以下にＫ小学校で使用されたＫ語テキストを例として，テキストと授業内容の変化について概観することにする。

テキストの未使用時期（1998 年 9 月～ 2003 年 8 月）：1998 年の「郷土教学活動」が始められた段階から，Ｋ小学校においては，Ｙ氏が全クラスを担当してきた。Ｙ氏によれば，この初期の段階では，テキストは無く，文字も使用せずに簡単な挨拶などを教えていたという。

『國民小學鄉土語言教材（一）Ｇ族Ｔ郷（Ｋ語）』（2003 年 9 月～ 2005 年 8 月）：本テキストはＡ県内の各原住民族の統一教材として，Ａ県政府教育局によって編纂された。編纂方法は各村の母語教員が中国語で書かれた共通のフォーマットを母語に翻訳した後，ローマ字によって表記するというものであった。Ｋ語の場合，それまでに特定の文字表記が存在しなかったため，ローマ字表記はＹ氏が独自に考案したものであった。テキスト自体は初学者を対象としているが，原住民族語の文法構造をまったく無視したフォーマットに基づいていたため，使用には困難が伴った。

『國民小學鄉土語言教材（四）Ｇ族Ｔ郷（Ｋ語）』（2004 年 9 月～ 2005 年 8 月）：『國民小學鄉土語言教材（一）』の続編として再度Ａ県政府教育局が四年生以上の生徒を対象に作成したテキストである。内容はＧ族の文化，名所旧跡の紹介であるが，常用語彙を使用するといった配慮は見られず，（一）よりも遥かに難易度が高かったこともあり，同テキストはほとんど使用されなかった。

現用テキスト（2005 年 9 月～現在）：Ｋ語版に関しては 2003 年にＫ村内からＹ氏を含む 5 名が編集委員として選出され，『國民小學鄉土語言教材（一）』と同様の手法で編纂された。同書との相違点は，言語教育に対する配慮が行き届いたフォーマットが使用され，語彙，文法ともに初級用のテキストの要件を満たしていた点である。また表記方法は「原住民族語言書寫系統」のローマ字表記[18]によっている。

以上がＫ語のテキストの変遷であり，こうした経緯から以下の事実が汲み取れる。

「九年一貫過程」開始当初は，Ｋ語に関してはテキストすらなく，母語教育の到達目標も明確ではなかった。その後，地方政府によってテキストは編纂されたが，原住民族語の特性を無視した内容であり，その表記法は母語教員の独断によって決定されたものであった。そして，こうした混乱した状況が現用テキストの使用が開始される 2005 年まで継続されていたのである。

5.3.2　テキストのローマ字表記

台湾の原住民族は元来無文字社会であった[19]。このため，現用のテキストで使用された「原住民族語言書寫系統」は原住民族が史上初めて手に入れた自らの正式な文字表記法であり，今後，母語の教育及び文化の記録，存続という点から見てもその恩恵は計り知れない。

しかしこのローマ字表記の使用が母語教育の新たな障害にもなっている。その最大の問題はまだ使用されて間もないため，普及していない点である。

Ｔ郷を見る限り，各村内で「原住民族語言書寫系統」に習熟している者は，母語教員と現用テキストの作成に携わった数名の者に限られ，それ以外の村民は書くことはおろか読むことすらできない。このため，親達が子供にテキストの内容を教えようにも教えられないといった状況が生じている。

もう一つの問題はローマ字表記のアルファベットの導入時期，つまり英語教育との兼ね合いの問題であり，現状の母語教育の進度の遅れに直接的な影響をもたらしている。

Ｋ小学校を例にとると，英語の授業が始まるのは小学校三年生からで，それまでは子供たちを混乱させないためとして，母語のローマ字表記の導入は行われていない[20]。このため，結果としてはテキストの使用時期を三年生にまで引き上げることにつながり，上述したように授業時間の少なさともあいまって，所定の教育内容を教授しきれないことにつながっているのである。

5.4　母語教員に関して

母語教員に関しては，選出方法，教員教育，待遇の三点に絞ってまとめる。

母語教員の選出に関しては『語言能力認證辦法』に基づいて「語言能力證明者」と認定されれば，教壇に立つことは可能である[21]。しかし実際には上述した「原住民族語言書寫系統」に習熟している者は限られており，自ずとなり手は限られる。

次に教員教育であるが，Ａ県においては 1998 年の「鄉土教学活動」から，2005 年に現

用テキストが使用されるまでは，他のエスニックグループの母語教員との意見交換の場として「母語教学観摩」と呼ばれる研究会が定期的に開かれ，活発な交流が行われていた。しかし現用テキストの使用開始後は，同書に教師マニュアルが付帯していたこともあって，こうした機会は失われ，以後は，県の教育部による母語教育に関する初歩的な講習会が開かれるのみとなっている。しかもW氏によれば「代科教員の場合，授業等のために講習会に参加するゆとりはない」とのことであった。従って母語教員の多くは，上述したように種々の困難な条件下で言語教育を行っているにもかかわらず，現状では母語の教授法や補助教材に至るまで独自に開発していかなければならない状況下に置かれているのである。

最後に待遇であるが，原住民族居住地域内にとどまって仕事ができるという点から，母語教員を志すものは少なくない。しかしT郷に見られるように，母語教員というだけでは，小・中学校において正規雇用されることは難しく，代科教員としての給与だけで，生計を営むことも困難である。このため一部の母語教員は母語以外にも美術，社会，郷土教学科目など多岐にわたって教えており，結果として授業準備に十分な時間がとれず，母語教育の質の低下を招いている。

5.5 「語言能力證明考試」と加点

近年，原住民族の母語教育に大きな影響を与えつつある制度に，2006年に施行された『升學優待辦法』に基づく「語言能力證明考試」がある。

台湾では従来から原住民族児童が高等学校以上の上級学校の進学する場合には，マイノリティーに対する優遇政策として，25％の加点が認められてきた。『升學優待辦法』の第3条ではそれに加え，上述した『原住民族語言能力認證辦法』に基づく「原住民文化及語言能力證明者」に対しては，さらに10％の加点がなされることになった。この制度が実施に移されてから，原住民族の母語に対する認識は「学んでも使用する機会のない母語」から，「簡単な内容を身につけるだけで進学に有利になる母語」へと一変した。以下にまず「語言能力證明考試」に関して整理する。

「語言能力證明考試」の正式名称は「原住民学生升学優待取得文化及語言能力証明考試」であるが，現段階ではまだ文化に関するテストは行われていない。試験は一度合格すると，三年間母語能力が保証される。したがって，もし大学まで加点を得て進学する場合には，中学生時と高校生時に計二回合格する必要がある。試験は中学二年生から受験することができ，T郷の場合には実際には80％程度の学生が合格して加点を受けている。

学生が試験対策を行う場合には，専用の問題集も出版され，支給されている。また上述

したように，試験直前には母語教員によって，各村内で補習も行われている。

Ｔ郷の場合，試験問題の作成者は実際に各言語の教育を担当している母語教員自身である。試験の内容は中学・高校で同じであるが，難易度を上げるため，実際には教えていないテキストの四冊目までを試験範囲としている。

次に同試験のもたらした影響であるが，実際に授業を視察していても，この制度が導入されてから，明らかに学生のモチベーションは向上している。小学校四年生以下のクラスでは，まだ母語を学ぶ目的が把握できず，授業が安定しないが，五年生以上になると，進学における加点の意味を理解するようになるため，学習態度が一変する。

近年，試験対策とそれに伴う加点に期待して，郷外に居住する親達が，子供を郷内の祖父母に託して母語教育を受けさせるケースが増えている。そのため，各小学校の生徒数はここ数年微増している。また原住民族と漢民族との通婚の場合も，子供をあえて原住民籍に入れて，将来の加点を期待する親も少なくない。

しかし，母語教育の本来の目的であった，母語の衰退を防ぎ復興を図る，母語を通じて祖父母の世代とコミュニケーションをとり，失われつつある民族文化の伝承を円滑にする，といった本来の教学目的は垣間見られなくなり，代わって授業の内容自体が単なる試験対策に堕していく傾向が見られる。母語教員のＹ氏はこうした現状を喝破して，「悪補」であると結論づけた。

また，Ｔ郷に限らず小・中学校を通してテキスト九冊全部が教えられている地域は皆無であり，大半の地域で内容を間引いて教えているため，現状のままでは試験範囲が不統一であり，一部の原住民言語は試験範囲が極端に狭く，たやすく高得点が得られることになり，不平等であるとの指摘もある。このため原住民委員会では試験範囲の一応の目安として，「『基本字彙二百個』，『生活會話百句』，一套試題及相當十套試題量的練習題」を提供することにしたが，それにしても単語が二百語，会話文が百例ではあまりに容易な試験ではないだろうか。

6. まとめ：各問題の共通要因と母語教育による原住民族諸語存続の可能性

以上がＴ郷における「九年一貫課程」の「郷土言語教育」実施に伴う問題点の整理である。

これらの中には，一つの郷内に三つの異なる方言を話す村落が存在するといったＴ郷な

らではの特殊な状況に起因するものもある。しかし制度上の不備など，台湾全土の原住民族居住地域において共有されるべき問題も少なくない。

こうしたＴ郷の問題を概観すると，個々の問題が共通の要因に端を発していることに気づかされる。そこで本稿をまとめるにあたり，以下に二つの要因を指摘しておきたい。

一つは今回の「郷土言語教育」の実施が，あまりに準備を欠き，拙速に過ぎた点である。

この点に関してはもはや説明の必要も無いであろう。最初の数年間は「九年一貫課程」実施のための準備期間であったとしても，テキストはおろか文字表記さえ決まっていない状態で，教員養成すら満足に受けていない母語教員を任命しただけで，母語教育をスタートさせるというのは，いくら原住民族諸語が消滅の危機に直面しているといっても，あまりに配慮を欠いた施策である。

また現用テキストの使用開始以後も，いまだに九年分のテキストすら完成しておらず，それどころか完成している分すら満足に教えることができていない現状において，新たに「語言能力證明考試」が実施されており，これとて泥縄式の対応策であるといえるだろう。このように現段階までの対原住民族母語教育は，あまりに粗雑な制度に基づいていたと断ぜざるを得ない。

そして，もうひとつの要因として指摘すべきは，「郷土言語教育」政策立案者の側が原住民族社会の現状に対する認識が不十分な点である。

母語教員のＸ氏は「今と同じ教育を 1980 年頃に行っていれば，もう少し効果があったかもしれない」と述べた。この言葉を裏返してみれば，80 年代の原住民族社会を想定した施策を現在，行っているということになる。80 年代当時はまだ村内で日常的に原住民族語が使用され，出稼ぎや都市部への移住者も今ほど多くなく，他のエスニックグループ間との通婚も稀であった。当時であれば，限られた学習時間の母語教育であっても，一定の効果を期待できたであろう。

実際に原住民族であっても，政策決定に携わるエリートの大半が都市居住者であり，今日の原住民族社会の現状を十分に把握しているとは言いがたい[22)]。しかし彼らの無理解と原住民族居住地域に対して抱かれた幻想によって始められた母語教育は，そのしわ寄せが全て母語教員及び児童達に行くのであり，児童達が満足に母語を学べないという状況は，ひいては原住民族諸語の消滅を促す結果を招くのである。

こうした基本的な要因が改善され，本稿で取り上げた個々の問題に対し満足な処方が与えられない限り，「郷土言語教育」が台湾原住民族諸語の衰退を止める有効な手立てに成りえないだろう。母語教員のＹ氏は現状を俯瞰して，「このままでは平地の漢民族はいい

が，原住民族の母語は消滅してしまうだろう」とため息交じりに述べていたが，この言葉を否定できる要素は，現段階では見出せない。

注

1）台湾の先住民族の呼称に関しては，1998 年の憲法改正以降，憲法の条文を含む諸法制度において本呼称が使用されており，本稿においても以下「台湾原住民族」もしくは単に「原住民族」とする。

2）小学校の「郷土言語教育」においては，ホーロー語，客家語，原住民族諸語のいずれか一言語を必修科目として学習することになっている。

3）台湾社会の民主化，国際的な先住民族の復権運動などを背景に，1984 年に成立した台湾原住民権利促進会を中心として展開された原住民族自身による人権運動。具体的には「還我土地運動」，「正名運動」等を指し，多くの成果を収めている。

4）藤井（2003）による。

5）『原住民族教育法』に関しては，2005 年に『原住民族教育法施行細則』が公布された。

6）谷口（2005）の統計資料によれば，2001 年度の全小学校数 2611 校のうち「郷土言語」として原住民族諸語が教育されていたのは 264 校であった。

7）本稿では被調査者に対する配慮から，村落名，人名などをすべてアルファベットで表記することにする。尚，これらのアルファベットはあくまで便宜的なものであり，実際の名称を反映するものではない。

8）谷口（2005）の統計資料によれば，2001 年度に「郷土言語」として原住民族諸語が教育されていた 264 校の 99％の学校における授業時間は週一コマ（40 分）であった。同じく林（2008）において台湾北部の複数の原住民族居住地域の小学校における母語教育の授業時間数が整理されているが，同様に一年生から六年生まで週一コマである。

9）各テキストには音声教材としてＣＤが付き，教員用に『教師手冊』も出版されている。またテキストの内容は web 上でも公開されている。http://www.alcd.nccu.edu.tw/index_0.html

10）漢民族の女性と原住民族の男性の通婚を描いた胡台麗他の異色なエッセイ集『願嫁山地郎――台灣山地散文選』晨星出版社が出版されたのは 1989 年のことであり，それから 20 年が経過した現在では，もはやこうしたケースは稀ではなくなった。

11）同じＧ族の世代ごとの言語能力の変化を示すものとして，拙稿（1998）「一台湾原住民村落内に残存する日本語 : 世代ごとの日本語能力の推移と村民の使用する日本語の特色」慶應義塾大学『藝文研究』74 号，pp. 184-167 がある。

12）月田（1997）においても同様の指摘がなされている。

13）「九年一貫過程」施行以降，制度上は小学校 3 年生から，実際には半数近くの小学校が一年生から英語の授業を始めている。Ｔ小学校においては，1・2 年生時に週 1 コマ，3 年生以降，週 2 コマの英語の授業時間が，Ｋ小学校においては 3 年生以降，週 2 コマの授業時間が確保されている。

14）原住民族居住地域の小学校教員である朱自強（2000）も，少ない授業時間でなされる母語教育の成果を疑問視している。

15）3 冊目のテキストの最終課の例文の中国語及びその日本語訳をあげると以下のとおりである。
「我會畫圖。我會畫我的媽媽。媽媽的眼睛很漂亮。她的頭髪又黒又長。」（私は絵が描ける。私は母

の絵が描ける。母の目は美しい。母の髪は黒くて長い。）

16）2009 年 3 月の段階でも 3 年生以上のO村の児童は継続してT語の授業を受けていた。

17）こうした状況に対処するため，母語教員のW氏がT郷外の近接地域の中学校（1 校）においてT語の授業を担当しているが，O語，K語に関する郷外のクラスは無く，あくまで例外的な措置だといえる。今日，原住民族の都市居住者は増加の一途をたどっているが，都市部における原住民族諸語のクラス開講はごく限られており，大半の都市居住者がT郷民と同様に本来の母語を学ぶことができずにいる。しかし未だなんらの抜本的な対策も採られていない。

18）ローマ字表記に関しては，早くはオランダ統治期に「新港文書」があり，また 1968 年以来，長老教会によってローマ字表記された聖書や聖歌が使われてきた。さらには上述したように「九年一貫過程」開始前後に各地の母語教員によって作り出された表記法も存在していたため，混乱した状況にあった。これに対し，教育部は 1991 年に中央研究院の李壬癸が制定した「台灣南島語言的語言符號系統」を台湾原住民族の併音符号にするとしたが，有識者による議論は紛糾し，最終的には 2005 年になって，ようやく「台灣南島語言的語言符號系統」を基礎とした「原住民族語言書寫系統」を確立することで，原住民族諸語の「羅馬拼音」つまりローマ字表記が確定した。
原住民族語言語書写系統　http://www.edu.tw/files/list/M0001/aboriginal.pdf

19）朱自強（2000）によれば，90 年代に始まった原住民族語教育の初期段階では，その表記をめぐる議論において，中国語の中音符号や，日本語のカタカナによる表記すらその俎上に載せられたという。

20）ローマ字の導入時期に関しては一年生から英語教育の始まるT小学校に関しても同様である。

21）このため，2001 年に行われた第一回の「語言能力證明考試」は，特に母語教員採用試験としての意味合いが強かった。

22）こうした一部の知識人の無理解を示す例としては，ワリス・ノカンのエッセイ「竹筒飯與地方記者」『番人之眼』晨星出版社がある。

〈参考文献〉

谷口龍子（2006）「台湾における『郷土言語』教育とその問題――「國民中小学校九年一貫過程」（2001）を中心に――」『ICU 比較文化』37 号，pp. 65 ～ 86

陳美如（1998）『台灣語言政策之回顧與展望』高雄復文圖書出版社，pp. 89 ～ 134

中川仁（2005）「台湾の『国語』と民主化による多言語主義」日本植民地教育史研究会運営委員会編『植民地教育史研究年報』通号 8，pp. 101 ～ 118

藤井久美子（2003）『近現代中国における言語政策』三元社

藤井久美子（2007）「1990 年代以降の台湾における言語政策の転換――『教育部公報』の分析を主として」宮崎大学教育文化学部紀要『人文科学』，第 16 号，pp. 67 ～ 80

藤井久美子（2007）「21 世紀台湾社会における言語法制定の意図」宮崎大学教育文化学部紀要『人文科学』，17 号，pp. 1 ～ 10

山ノ口寿幸（2008）「台湾『国民小中学一貫課程綱要』の策定と七大学習領域の誕生――カリキュラムスタンダードからカリキュラムガイドラインへ」国立教育研究所『国立教育研究所紀要』，137 号，pp. 261 ～ 270

月田尚美（1997）「台湾――復興なるか原住民の言語」『言語』26 巻 11 号，pp. 25 ～ 29

建内高昭（2006）「台湾早期英語教育の教室現場視察から」言語文化学会『言語文化学会論集』26 号，pp. 85 ～ 93

稲垣スーチン（2005）「台湾における英語教育の実施状況と問題点」大阪府大総合教育研究機構『言語と文化』pp. 125 ～ 131

林晏如（2008）「台湾の国民小学校における郷土言語教育政策と原住民の言語意識：タイヤル族を事例として」東京学芸大学『教育学研究年報』27 号，pp. 83 ～ 98

朱自強（2000）「文樂國小母語教學的經驗」中華民國台灣原住民族教育學會『原住民文化與教育通訊』10 号，pp. 12 ～ 15

呂金德（2007）『原住民族行政及法規』千華数位文化股份有限公司

洪泉水・吳學燕（1999）『台灣原住民教育』師大書苑

吳天泰（1998）『原住民教育概論』五南圖書出版公司

譚光鼎（1998）『原住民教育研究』五南圖書出版公司

山本芳美（2008）「台湾原住民族のオンライン言語テキストと言語能力テスト――総計 360 冊の教科書と台湾全土で実施される言語能力テスト」日本順益台湾原住民研究会『台湾原住民研究』12 号，pp. 141 ～ 158